

第2回労働審判手続期日調書(労働審判)

事件の表示 平成31年(労)第47号
期 日 令和元年6月3日午後3時30分
場 所 大阪地方裁判所第5民事部労働審判廷
労働審判官 松 本 武 人
労働審判員 大 西 利 行
労働審判員 宮 崎 徹
裁判所書記官 松 川 祥 平
出頭した当事者等 申立人 [REDACTED]
相手方代理人 松尾友寛
相手方代理人 日下部太一
手 続 の 要 領 等

労働審判官

- 1 審理終結
- 2 次のとおり、労働審判の主文及び理由の要旨を告知

第1 当事者の表示

[REDACTED]

申 立 人 [REDACTED]

大阪府摂津市鳥飼銘木町20番53号

相 手 方 株式会社エルライン

同代表者代表取締役 谷 口 厚 士

同代理人弁護士 松 尾 友 寛

同 日下部 太 一

第2 主 文

- 1 相手方は、申立人に対し、160万円を支払え。
- 2 申立人の本件申立てに係るその余の請求を棄却する。
- 3 申立手続費用は各自の負担とする。

第3 申立てに係る請求の表示

申立ての趣旨及び理由は、労働審判手続申立書のとおり

第4 理由の要旨

提出された関係証拠、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、主文のとおり審判する。

裁判所書記官 松 川 祥 平

これは正本である。

令和元年6月5日

大阪地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 松川 祥

